PRESS RELEASE

各　　位

2017 年 2 月 13 日
カブドットコム証券株式会社
（コード番号：8703 東証1部）
代表執行役社長 齋藤 正勝

2 月 13 日は「NISA の日」
～浦和レッズビューボックスご招待キャンペーンを実施～

カブドットコム証券株式会社（以下、当社）は、「NISAの日（2 月 13 日）」を通じて、NISAの普及・促進を図るため、2017 年 2 月 13 日（月）から 2017 年 3 月 31 日（金）までに、NISA で投資信託を合計 1 万円以上お買付けいただいたお客さまから抽選で 7 名様に、当社がトップパートナーを務める浦和レッドダイヤモンズ（以下、浦和レッズ）ホームゲームのビューボックス観戦チケットをプレゼントするキャンペーンを実施いたします。

日本では、投資に対して関心があるものの「リスクがあり怖い、不安、心配、難しい」というネガティブなイメージが先行しており、欧米のようにリスク資産への移転が進まない現状があります。「NISAの日（2 月 13 日）」は、投資初心者の方等、より多くの方々に資産形成の重要性をご理解いただくとともに、投資の基礎知識やNISAの仕組み・制度概要について知っていただくための日となります。

当社は、本キャンペーンを通じて、浦和レッズサポーターの方を含め、多くの投資家の方へ「貯蓄から資産形成へ」を推進してまいります。

● 浦和レッズビューボックスご招待キャンペーン

期間	2017 年 2 月 13 日（月）～2017 年 3 月 31 日（金）
内容	上記期間中にカブドットコム証券の NISA 口座で投資信託（一般型、累投型、及びプレミアム積立®含む）を合計 1 万円以上の買付し、かつ上記期間中に当社お客さまページの申込みフォームからお申込みを頂いたお客さまを対象に、抽選で 7 名様へ浦和レッズビューボックス観戦ペアチケットをプレゼント。

※ 本キャンペーン参加には、申込みフォームからのご応募が必要です。
※ 申込みフォームは、ログイン後のお客さま専用ページ内にてご案内します。
※ 申込みフォームからのご応募後に上記買付額に達した場合も、本キャンペーンの抽選対象となります。
※ 投資信託のお買付けは、約定日ベースで判定いたします。
※ 買付代金は買付手数料も含めた受渡金額とし、複数日にわたる金額も合算して計算いたします。
※ 当選者の発表は、チケットの発送をもって代えさせていただきます。
※ レッズビューボックス観戦チケットは、当選者 1 名様に対し、ペアチケット（2 名様分）をプレゼントいたします。
※ ご招待する試合は、当社が指定する日程となり、お客さまのご希望に応じることはできません。
※ ご招待する試合は、「埼玉スタジアム2002」にて開催される浦和レッズのホームゲームとなります。
※ 会場までの交通費はお客さまのご負担となります。
※ 天候不良などの都合により試合が中止となった場合、別日への振替やチケットの払い戻しは行われません。

● 浦和レッズと埼玉スタジアムが誇る個室ラウンジビューボックス

浦和レッズビューボックスは、メインスタンド 4 階エリア限定の特別空間です。浦和レッズがご提供する極上のホスピタリティをぜひお楽しみください。

わたしたちは MUFG です。

※写真はイメージです。

●証券投資は、価格の変動、金利の変動、為替の変動等により投資元本を割り込む恐れがあります。お取引の際は、約款・規定集、契約締結前交付書面、目論見書、取引ルール、取扱商品の重要事項の説明等をよくお読みいただき、商品特性やリスクを十分にご理解の上、銘柄選択、投資時期、投資スタイル等、投資の最終決定はご自身のご判断とご責任で無理のない資産運用を行ってください。各商品のリスクについては、カブドットコム証券のホームページの「ご投資にかかる手数料等リスクについて」にてご確認ください。
●各商品等へのご投資には、各商品毎に所定の手数料等が必要です。詳しくは当社の手数料ご案内ページ(http://kabu.com/cost/)等をご参照ください。
●投資信託の購入は、基準価額の変動により元本を割り込み損失を被ることがあります。ファンドにより販売手数料とは別に、信託報酬・解約手数料・その他手数料等を要するものがありますが、各ファンド別に要件・料率等が異なりますので表示できません。お取引に際しては、目論見書(商品毎)および目論見書補完書面(投資信託)をよくお読みください。
●前金商品(投資信託等)をご購入の場合には、お申込から約定までの間に現金買付余力がないと注文が取り消しとなる場合がございます。株式発注金額は、約定・未約定にかかわらず優先して拘束されますので、前金商品(投資信託等)の申込条件を満たさない場合もあります。投資信託等をお申込の場合には、オンライントレード規定・目論見書補完書面に記載するご注意事項やお申込画面のご注意事項を十分にご確認ください。
●NISA 口座の開設にはカブドットコム証券の証券口座、ジュニア NISA 口座の開設にはカブドットコム証券の未成年証券口座を開設いただく必要があります。
●当社における NISA 口座およびジュニア NISA 口座の取扱商品は、国内株式(現物株式、プチ株®(プレミアム積立®含む)、上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)、上場投資証券(ETN)などを含む)および公募株式投資信託(プレミアム積立®含む)です。これらの商品は、価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。
●NISA 口座およびジュニア NISA 口座の取引手数料は以下のとおりです。なお、口座開設料(維持手数料)は無料です。
＜国内株式(プチ株®除く)＞
買付手数料:無料、売却手数料:通常の現物株式手数料の取引手数料
＜投資信託(プレミアム積立®含む)＞
プチ株®およびプレミアム積立®の取引手数料
●NISA 口座およびジュニア NISA 口座の取引チャネルは、インターネット(PC)、スマートフォン(スマートフォンアプリ)、お客さまサポートセンター(オペレーター)のみとなっております。なお、プレミアム積立®はお客さまサポートセンター(オペレーター)ではお受けできません。また、お客さまサポートセンター(オペレーター)でのお取引は、2,160 円(税込)が別途加算されます(ただし、株式買付時は無料です)。
●NISA 口座の非課税投資枠は年間 120 万円(2014 年～2015 年は年間 100 万円)、ジュニア NISA 口座の非課税投資枠は年間 80 万円です。NISA 口座およびジュニア NISA 口座では一度売却するとその非課税投資枠の再利用はできません、また、利用しなかった非課税投資枠は翌年以降に繰り越せません。
●年間の投資額が非課税投資枠を超えた場合は、超えた注文すべてが課税対象となります。
●同一年において複数の金融機関等に NISA 口座を開設することはできません。同一年内であっても NISA 口座を開設する金融機関等を変更することができますが、すでに NISA 口座内で買付をしている年分については、同一年中の金融機関等の変更はできません。また、他の金融機関等に NISA 口座内の商品を移管することはできません。ジュニア NISA 口座は一人一金融機関等でしか開設できず、また一度開設した金融機関等を変更することができません。
●複数の金融機関等で申し込んだ場合、希望する金融機関等で NISA 口座およびジュニア NISA 口座が開設できない可能性や、口座開設が大幅に遅れる可能性があります。
●上場株式等の配当等は、NISA 口座およびジュニア NISA 口座を開設する金融機関等経由で受け取らないものは非課税となりません。NISA 口座およびジュニア NISA 口座で配当等の非課税メリットを享受するためには、NISA 口座およびジュニア NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付する(配当金の受取方法を「株式数比例配分方式」にする)必要があります。
●NISA 口座およびジュニア NISA 口座における配当および譲渡所得は非課税となりますが、同様に損失も税務上ないものとみなされます (課税未成年口座を除く)。このため、NISA 口座およびジュニア NISA 口座の損失を他の口座の所得と損益通算できません。投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は従来非課税であり、NISA 口座およびジュニア NISA 制度のメリットは享受できません。また、投資信託の分配金の再投資分は、その年の非課税投資枠を利用します。
●NISA 口座およびジュニア NISA 口座は、カブドットコム証券の証券口座を解約された場合、非居住者となった場合、または口座名義人が死亡した場合は廃止となります。その場合は死亡日または出国日が口座廃止日となります。過去に NISA 口座およびジュニア NISA 口座にて保有の上場株式等に配当金や売却益等が発生していた場合は、遡及して課税されることになります。

●ジュニアNISA口座の投資資金は18歳まで原則払出しはできません 。払出しを実施した場合、過去の配当金や売却益等について遡及して課税されることになり、非課税のメリットを享受できません。当社のジュニアNISA口座の運用管理者は、当社の未成年証券口座に登録いただいた親権者等に限定させていただいております（ジュニア NISA 口座内の資産の払出しについても同様です）。また、口座開設者本人が20歳になった場合、口座開設者本人による運用の指図となります。ジュニアNISAを目的にした資金贈与、払出し資金の口座開設者以外の費消等においては別途贈与税等の課税対象となる場合があります。

●掲載情報は2017年2月13日現在のものです。詳細および最新情報は当社ホームページ（http://kabu.com/）にてご確認ください。

●ご意見・苦情について（当社以外の窓口）

→ 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 0120－64－5005

【金融商品取引業者登録：関東財務局長（金商）第61号】

【銀行代理業許可：関東財務局長（銀代）第8号】

【加入協会：日本証券業協会・一般社団法人 金融先物取引業協会】

以上

<本件に関するお客さまからのお問い合わせ先>
お客様サポートセンター TEL：0120-390-390

<本件に関する報道関係からのお問い合わせ先>
担当： 経営管理部 広報担当 大西勝二 TEL：03-3551-5111